

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		とさつ解体業務及び内臓処理業務の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市と畜場条例
条 項		第8条第1項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	次に該当する場合は許可しない。 (1) と畜場の管理上支障があると認められるとき。 (2) と畜場の信用を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。 (3) その他市長が不適當と認めるとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	7日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		